
嘉手納町平和交流事業参加費補助制度のお知らせ

令和7年度から「嘉手納町平和交流事業参加費補助制度」が始まりました！！

● 嘉手納町平和交流事業参加費補助制度とは

平和交流事業(※1)に参加する町民に対し、その参加費の一部を補助金として交付します。平和交流事業に参加することで、平和の尊さを学ぶことや戦争の歴史の継承を図ることを目的としています。

※1：現在は、沖縄県の実施する「対馬丸平和学習交流事業」が対象です。

沖縄県のホームページ URL および QR コード

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/heiwakichi/jinken/1008269/1032483/1029456.html>



嘉手納町平和交流事業参加費補助金 の 対象者・補助金の額

- 嘉手納町平和交流事業参加費補助制度により、嘉手納町平和交流事業参加費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける場合は、いくつかの条件等があります。次の（１）～（２）をご確認ください。詳しくは担当窓口へご連絡ください。

（１）補助の対象者

補助金の交付を受けることができる者は、平和交流事業に参加する者であって、次のすべてに該当するもの

- ・ 補助金の申請の日において嘉手納町民であり、補助金の確定の日まで町外へ転出していない者
- ・ 平和交流事業に参加する者を含む世帯の全員が町税等を滞納していない世帯に属する者

（２）補助金の額等

- ・ 対象経費(※2)の合計額又は主催者より示された参加費用のいずれか低い額とし、いずれも **2万円を上限とします。**
- ・ 補助金の交付は、1会計年度につき1人当たり1回限りとします。
- ・ 他の団体等から派遣費の補助等がある場合は、対象経費から控除します。

※2：航空賃・船賃、交通費、宿泊費、参加料など。（各項目に上限等があります。）

補助金の交付を受けるまでの流れ

① 平和交流事業への申し込み等（申請者）

平和交流事業(※1)に参加することが、申請するための条件となりますので、
ご自身で平和交流事業に申し込み等を行ってください。

平和交流事業の参加が決定した場合は、次の②の手続きをしてください。この場合、参加者の決定方法（先着順や抽選など）は平和交流事業の主催者等に確認をしてください。

※1：現在は、沖縄県の実施する「対馬丸平和学習交流事業」が対象です。

沖縄県のホームページ URL および QR コード

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/heiwakichi/jinken/1008269/1032483/1029456.html>



② 補助金の交付申請（申請者）

平和交流事業の参加が決定した場合は、その平和交流事業の研修・派遣が実施される前までに嘉手納町平和交流事業参加費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて担当窓口へ提出してください。

- ・ 平和交流事業の実施要項等
- ・ 平和交流事業への参加を証する書類又は推薦書等の写し
- ・ 平和交流事業に要した経費が分かる書類
- ・ 申請者の住民票謄本（同意により省略可能）
- ・ 世帯員の全員が町税等を滞納していないことを証明するもの（同意により省略可能）
- ・ その他申請に必要と認められる書類

③ 補助金の交付決定（嘉手納町）

②で提出された交付申請書その他書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定し、嘉手納町平和交流事業参加費補助金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知します。

④ 報告書の提出（申請者）

③で補助金の交付が決定した者は、平和交流事業の参加（研修・派遣等）が終了したら、その日から 30 日以内に嘉手納町平和交流事業参加費補助金実績報告書(様式第5号) 次の書類を添えて担当窓口へ提出してください。

- ・ 平和交流事業参加報告書（様式第6号）
- ・ 補助の対象となる経費に係る領収書の写し
- ・ 収支精算書（様式第7号）

・その他申請に必要と認められる書類

⑤ 補助金の確定（嘉手納町）

④で提出された実績報告書その他書類等を審査し、補助金の額を確定し、嘉手納町平和交流事業参加費補助金額確定通知書（様式第8号）により申請者に通知します。

⑥ 補助金の請求（申請者）

⑤で補助金の確定通知を受けた者は、嘉手納町平和交流事業参加費補助金請求書（様式第9号）を担当窓口へ提出してください。

⑦ 補助金の交付（嘉手納町）

⑥で提出された請求書を確認し、不備等が無いか確認し、補助金を交付します。補助金の交付は、銀行口座への振り込みによります。

※ 補助金の交付決定の変更・取り消し

補助金の交付決定を受けた者が「嘉手納町平和交流事業参加費補助制度」（嘉手納町平和交流事業参加費補助金交付規則）に違反したときは、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合があります。

※ 補助金の返還

補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金を受けた場合は、期限を決めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとします。

担当窓口：問い合わせ先

嘉手納町役場 2階 基地渉外課 基地渉外係 TEL：098-956-1111（内線：241）